

TOKIO MARINE
ASSET MGT

2020年12月9日

～景気ウォッチャー調査（20年11月）～

新型コロナの感染再拡大で景況感は大幅に悪化

東京海上アセットマネジメント

投信情報部 岡 圭佑

【図表1 現状判断DIと先行き判断DI】

	景気の実況判断DI（季節調整値）				景気の先行き判断DI（季節調整値）			
	合計	家計動向 関連	企業動向 関連	雇用関連	合計	家計動向 関連	企業動向 関連	雇用関連
20年 4月	7.9	7.5	9.9	6.3	16.6	18.3	13.9	11.4
5月	15.5	16.4	15.0	10.7	36.5	38.9	31.3	31.5
6月	38.8	43.3	30.4	27.4	44.0	45.7	39.9	41.9
7月	41.1	43.3	37.8	33.8	36.0	35.8	37.6	33.7
8月	43.9	45.3	41.1	41.2	42.4	42.5	42.4	41.7
9月	49.3	50.3	47.4	47.0	48.3	48.5	47.4	48.9
10月	54.5	55.1	53.0	53.8	49.1	49.1	48.3	50.8
11月	45.6	44.4	48.1	48.1	36.5	35.1	39.7	38.2

（注）「家計動向関連」、「企業動向関連」、「雇用関連」は、各々家計動向関連業種（小売関連、飲食関連、サービス関連など）の景気判断、企業動向関連業種（製造業、非製造業など）の景気判断、雇用関連業種（人材派遣業、職業安定所など）の景気判断を示す
（出所）内閣府「景気ウォッチャー調査」

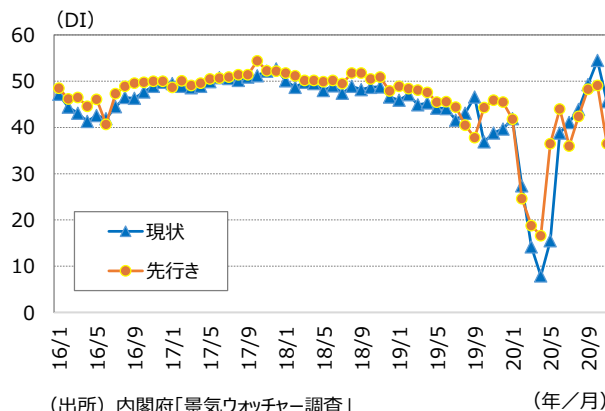
景気の実況判断DI（季節調整値）：新型コロナの感染再拡大で景況感は大幅に悪化

12月8日に内閣府が公表した20年11月の景気ウォッチャー調査によると、景気の実況判断DI（季節調整値）は45.6と、前月から▲8.9ポイント悪化した。前月は2018年1月以来となる50（好不況の分かれ目）を回復したが、再び50を下回った（図表1）。この結果を受けて、景気の基調判断は「着実に持ち直している」から「持ち直しに弱さがみられる」へと引き下げられた。2～3ヵ月先の見通しを示す先行き判断DI（季節調整値）は36.5と前月から▲12.6ポイントの大幅な悪化となった。

5月以来経済活動が再開されるなか、政府の観光支援策「Go To トラベルキャンペーン」の効果もあり景況感の改善が続いていたが、11月は新型コロナウイルスの感染再拡大が景況感を下押しした格好だ。先行きについても、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴う不透明感の高まりが景況感の悪化につながっていることが確認された。

現状判断DI（季節調整値）の内訳をみると、家計動向関連が44.4（前月差▲10.7ポイント）、企業動向関連が48.1（同▲4.9ポイント）、雇用関連が48.1（同▲5.7ポイント）といずれも悪化に転じた（図表1）。家計動向関連の内訳では、飲食関連が35.9（前月差▲24.5ポイント）と、小売関連の44.3（同▲9.4ポイント）や、サービス関連の46.6（同▲11.6ポイント）に比べ悪化が顕著となった。

現状判断に関するコメントをみると、「Go To Travel キャンペーンの影響で平日でも連日満室に近い状況であ

【図表2 現状判断DIと先行き判断DI】
2016年1月～2020年11月、月次

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

（次頁へ続く）

る」（東北・観光型ホテル）など、引き続き「Go To Travelキャンペーン」の恩恵を指摘する声も聞かれたが、「新型コロナウイルス感染者数の急増に伴い、客足も鈍ってきた。夜の時短営業も影響している」（近畿・高級レストラン）といったコメントのように、飲食店への営業時間の短縮要請や客足の減少が景況感を大きく悪化させた模様である（図表3）。

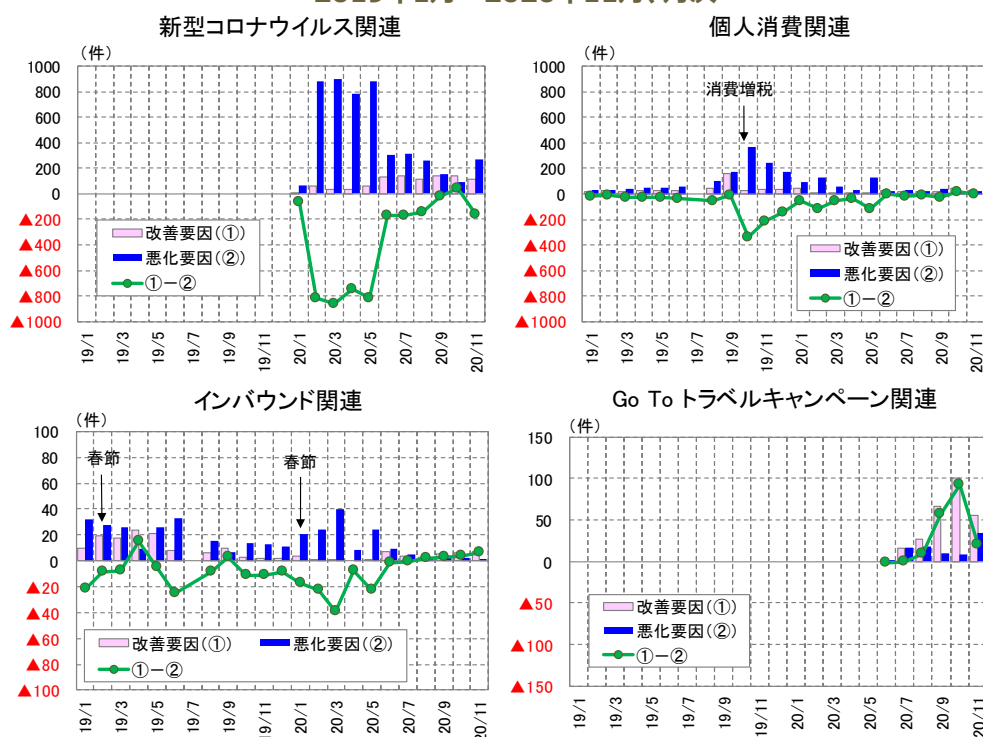
景気の先行き判断DIの内訳：「Go To Travel」事業の除外や年末年始の客足の減少を懸念

先行き判断DI（季節調整値）の内訳をみると、家計動向関連が35.1（前月差▲14.0ポイント）、企業動向関連が39.7（同▲8.6ポイント）、雇用関連が38.2（同▲12.6ポイント）といずれも悪化に転じた（前頁図表1）。家計動向関連の内訳をみると、飲食関連は22.1（前月差▲26.0ポイント）と引き続き景況感の大幅な悪化が予想されている（小売関連：37.3（前月差▲11.3ポイント）、サービス関連：32.9（同▲17.5ポイント））。

先行き判断に関するコメントをみると、「新型コロナウイルスの感染拡大により、キャンセルが相次いでいる。忘年会、新年会の書き入れ時に相当なダメージとなっており、先行きが全くみえず不安である」（四国・一般レストラン）など感染再拡大の影響から、飲食店では年末年始の繁忙期に客足の減少を危惧する声が多く聞かれた。また、一部の地域では「大阪市がGo To Travelキャンペーンの対象地域から除外されたことに伴い、宿泊予約がこの期間だけでなく、それ以降についてもキャンセルが多く発生している」（近畿・都市型ホテル）とのコメントのように、「Go To Travelキャンペーン」の除外が先行きの景況感の悪化につながったとみられる。

【図表3 現状判断に関する各種コメント数の推移】

2019年1月～2020年11月、月次



（注）内閣府「景気ウォッチャー調査」より東京海上アセットマネジメント作成
「景気の現状に対する判断理由等」に掲載されているコメント数

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%（税込）
 - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035%（税込）
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
 - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016
(土日祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。